

第54号議案

春日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和元年9月2日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正による会計年度任用職員制度の創設等に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

春日市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の次に「(同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)」を加える。

第23条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第23条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第24条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第25条第6項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削る。

第27条を次のように改める。

(臨時的任用の職員に対する適用)

第27条 この条例中、臨時的任用の職員に適用することが相当でないものとして規則で定める規定については、臨時的任用の職員に対しては、適用しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第23条第1項及び第4項、第23条の2第2号、第24条第1項及び第2項第1号並びに第25条第6項の改正規定は、令和元年12月14日から施行する。